

早期開設の避難場所の運用変更について

1. 早期開設の避難場所について

早期開設の避難場所は、区・自治会からの要望により、地域にある区・自治会館や寺社仏閣教会等の「指定緊急避難場所」を「自主避難場所」に変更したことに伴い、確実に開設できる公共施設としての避難場所が必要となり、令和2年度から運用している。

台風等の事前予測が可能な災害の場合に「自主避難場所」や「指定緊急避難場所」の開設よりも前に、避難が必要な方に余裕をもって避難いただくための施設であり、各小学校区単位にあり、現在25施設を指定。(別紙一覧表参照)

2. 避難場所の開設の課題

これまでの運用を検証した結果、気象予報から想定される災害の規模や内容によっては25施設をすべて開設する必要のないケースもあった。(災害リスクの低い地域は、避難場所を開設しても避難者が来られない。)

3. 今後の運用

次のとおり、新たな運用パターンを設けることで、災害規模に応じた早期開設の避難場所を開設する。

①想定される災害リスク【低～中】

「中核市民センター」4施設と「まる一む」の計5施設(「中核避難場所」と位置づける)を早期開設の避難場所として開設する。

②想定される災害リスク【高】

上記①の5施設に加え、その他の20施設(「地域避難場所」と位置づける)を早期開設の避難場所として開設する。

※特別警報級の台風や線状降水帯の接近により、災害級の大雨がもたらされる恐れがある場合など。